

富都都発第 1137 号
令和 8 年 3 月 27 日

公益社団法人
静岡県宅地建物取引業協会東部支部 御中

富士市長 金指 祐樹
(都市整備部都市計画課)

都市計画法第 53 条の規定に基づく許可に関する区域の変更について（お知らせ）

日頃より、当市の都市計画行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

都市計画施設等の区域内で建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第 53 条により、市長の許可が必要となります。

当市では、長期間事業化されない都市計画施設等の区域内における住民の負担軽減を図るとともに、3 階建て建築物の増加等に対応するため、都市計画事業の支障にならない範囲で、建築物の階数等に関する建築制限を緩和しております。

この度、都市計画法第 53 条の規定に基づく許可に関する区域について見直しを行った結果、一部区域の変更を実施いたしました。

つきましては、貴会会員の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 都市計画法第 53 条の規定に基づく許可に関する区域図

別添資料をご確認ください。

なお、制限は緩和されますが、許可申請は引き続き必要となります。

2 施行日（更新）

令和 8 年 4 月 1 日

3 その他

詳細については、

[市ウェブサイトトップページ](#) > [検索&MENU](#) > [都市整備・環境](#) > [都市計画](#) > [申請・届出](#) > [建築許可の基準緩和に係る指定区域](#) をご覧ください。

※市ウェブサイトは、令和 8 年 4 月 1 日に更新予定です。

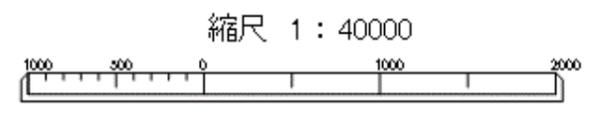
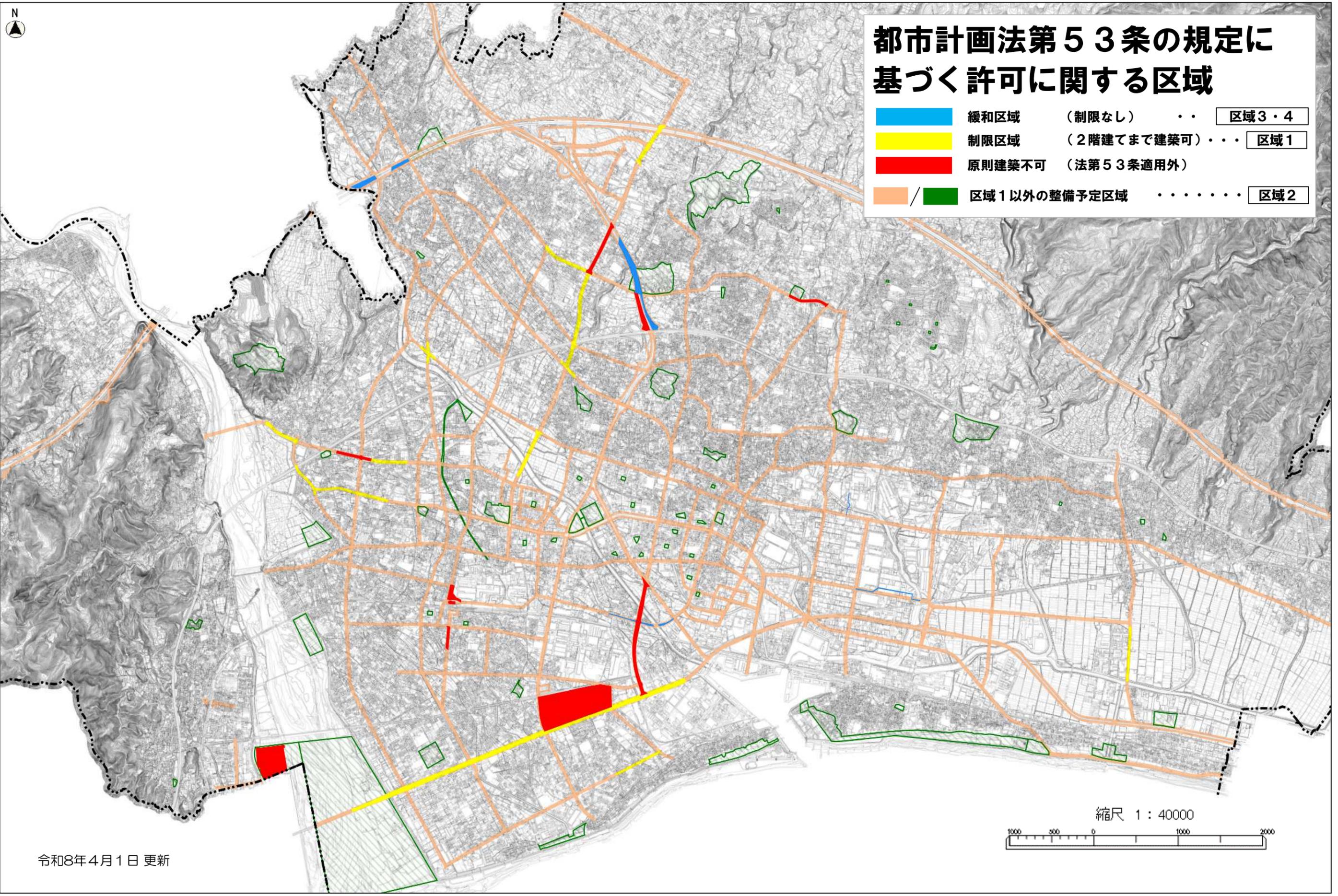


富士市都市整備部都市計画課 都市政策担当 畑、菊池
電話 (0545) 55-2786 F A X (0545) 51-0475
E-Mail toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp



都市計画法第53条の規定に基づく許可に関する区域

	緩和区域	(制限なし)	・・	区域3・4
	制限区域	(2階建てまで建築可)	・・・	区域1
	原則建築不可	(法第53条適用外)		
	区域1以外の整備予定区域		・・・・・・	区域2



令和8年4月1日 更新